

平成 22 年度

財政援助団体並びに
公の施設の指定管理者
に対する監査結果報告書

平成 23 年 2 月 25 日提出

登米市監査委員

第1 監査の概要

地方自治法第199条第5項及び第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりである。

1 監査の実施団体

【財政援助団体】

No.	監査対象団体	所管課
1	～いきいき健康づくり～ スポーツクラブみなみかた	教育委員会 生涯学習課
2	登米市農業振興協議会	産業経済部 農林政策課
3	登米市農村戦略推進会議	産業経済部 農村戦略推進室
4	登米市消防団	消防本部 警防課

【指定管理者】

No.	監査対象団体	管理施設	所管課
1	株式会社 清建	登米市斎場	市民生活部 環境課
2	佐沼まちづくり 株式会社	迫にぎわいセンター	産業経済部 商工観光課

2 監査の実施期間

平成23年1月11日から同年1月20日まで

3 監査の方法

財政的援助等に係る出納、その他の事務の執行が適正かつ効率的であるかを主眼とし監査を実施した。

財政援助団体は、団体の概要、規約や出納関係帳票等の提出を求め、事業及び財務の執行状況等について聴き取りにより、監査を実施した。

公の施設の指定管理者は、定款、規程、事業計画書、業務報告書や経理関係諸帳簿等の提出を求め、協定書に基づいた管理業務等について聴き取りにより、監査を実施した。

所管課は、補助金等交付に係る一連の関係書類、指定管理に関しては協定書等の提出を求め、関係諸規程に基づいた事務の執行が適正かつ効率的であるか、さらに団体等への指導・監督は的確であるかなどについて聴き取りにより、監査を実施した。

第2 監査執行者

監査委員 星 紘 毅
監査委員 清水上 芳 江
監査委員 庄子 喜 一

第3 監査の結果

提出された関係書類に基づき監査を実施した結果、団体及び所管課の出納その他関連する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、団体及び所管課における事務の執行に関する諸規程等の整備については、改善又は検討を要するものが確認されたので、適切な措置を講じられたい。

なお、事務処理上注意すべき点で軽易なものは、監査執行の際に口頭で改善を促したので記述を省略した。

団体の概要及び指摘・改善事項等については、以下のとおりである。

1 財政援助団体

- (1) 団体名：～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかた
補助金名：総合型地域スポーツクラブ 補助金 3,200,000 円
所管課：教育委員会 生涯学習課
監査の期日：平成23年1月19日
監査の場所：監査委員事務局 監査室

【団体の概要】

～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかたは、総合型地域スポーツクラブとして、南方地区における生涯スポーツの振興を目的に、平成19年12月に設立された。

クラブでは行政区単位で加入する行政区会員を推進しており、子どもから高齢者まで年代を問わず参加できるサークル活動や健康づくり教室等を実施している。

平成21年度決算状況は、収入3,933,492円、支出3,930,463円で、次年度繰越額3,029円となっている。

収入の主なものは、補助金3,200,000円、会費511,000円、事業収入214,843円で、支出の主なものは、事務局費2,841,253円、事業費1,060,007円となっている。

【指摘・改善事項等】

(団体) ①規約の会計に関する条項について、備えるべき帳簿や会計処理上の責任体制等その内容が不十分であるため、会計処理規程の整備を進められたい。

②行政区会員を推進しているが、現在8行政区が未加入となっている。そのため、行政区会員と個人会員の参加費に差額が生じるなどしており、補助金の趣旨からも全行政区の加入推進に努められたい。

③規約の会員に関する条項について、会の構成を定める規程が不明確である。行政区会員の取扱いに係る規程及びクラブの会費に係る規程を定め、現状に即した規約となるよう見直しを進められたい。

(所管課) 補助金交付に係る事務については、適正に執行されていた。

- (2) 団 体 名：登米市農業振興協議会
負 担 金 名：登米市農業振興協議会 負担金 1,100,000 円
所 管 課：産業経済部 農林政策課
監査の期日：平成 23 年 1 月 20 日
監査の場所：監査委員事務局 監査室

【団体の概要】

登米市農業振興協議会は、登米市農業の発展・振興を図ることを目的に、地域農業の総合的な振興方策の検討、生産・流通・消費拡大の推進、担い手育成・確保対策への支援をしている。

平成 21 年度決算状況は、収入 1,489,133 円、支出 971,323 円で、次年度繰越額 517,810 円となっている。

収入の主なものは、会費（負担金）1,296,000 円、繰越金 192,864 円で、支出は事業費 971,323 円となっている。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ①会計処理規程の整備を進め、備えるべき帳簿や会計処理上の責任体制を明確にされたい。

②構成団体からの会費納入について、一部遅れが確認されたため、規約等に基づく適正な管理運営に努められたい。

③協議会の会計処理において、全体の予算額から見ると繰越金額が多額であることから、計画的な予算執行に努められ、より効果的な事業推進を図られたい。

(所管課) 負担金交付に係る事務については、適正に執行されていた。

- (3) 団 体 名：登米市農村戦略推進会議
負 担 金 名：登米市農村戦略推進会議 負担金 900,000 円
所 管 課：産業経済部 農村戦略推進室
監査の期日：平成 23 年 1 月 20 日
監査の場所：監査委員事務局 監査室

【団体の概要】

登米市農村戦略推進会議は、登米市農業の振興を図ることを目的に、「登米市食料・農業・農村基本計画」、「登米市農業生産 1 日 1 億円創出プラン」等の各種計画の検証及び見直し、水田農業経営所得安定対策の推進、農地・水・環境保全向上対策の推進、担い手育成・確保対策の推進、農産物等広告宣伝対策事業を展開している。

平成 21 年度決算状況は、収入 3,344,408 円、支出 2,421,675 円で、次年度繰越額 922,733 円となっている。

収入の主なものは、負担金 2,100,000 円、繰越金 973,744 円で、支出の主なものは、事務費 1,281,566 円、旅費 570,140 円となっている。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ①会計処理規程は、より現状に即した内容となるよう見直しを進められたい。

②平成 22 年度に一部の団体に対して負担金を減額しているが、予算積算については構成団体と十分な協議を行い、適切な事務処理に当たられたい。

③推進会議の会計処理において、全体の予算額から見ると繰越金額が多額であることから、計画的な予算執行に努められ、より効果的な事業推進を図られたい。

(所管課) 団体の会計事務等庶務を同室内で行っているが、団体との役割や責任体制を明確にし、予算積算については構成団体と十分な協議を行い、適切な事務処理に当たられたい。

(4) 団 体 名：登米市消防団

交 付 金 名：登米市消防団 分団交付金 2,019,600 円

所 管 課：消防本部 警防課

監査の期日：平成 23 年 1 月 20 日

監査の場所：監査委員事務局 監査室

【団体の概要】

この交付金は、消防団員の資質向上と多様な現場活動に対応できる人材の育成を図ることを目的に交付するもので、各分団の実施する基本訓練や技能訓練、研修会等の事業のうち、市から支給される経費以外のものが対象となっている。

平成 21 年度決算状況は、収入 2,019,600 円(交付金 1,200 円×1,683 名)、支出 2,019,600 円となっている。

【指摘・改善事項等】

(団 体) 交付金の交付目的に沿った事業が、実施されていた。

(所管課) 交付金交付に係る事務については、適正に執行されていた。

2 指定管理者

(1) 団 体 名：株式会社 清建

委 託 料：指定管理料 19,000,000 円

所 管 課：市民生活部 環境課

監査の期日：平成 23 年 1 月 18 日

監査の場所：監査委員事務局 監査室

【団体の概要】

株式会社清建は、建築物環境衛生総合管理業務、警備保障業務、冷暖房等設備機器の運転・清掃及び保守管理業務等のほか、市内外で 3 施設の指定管理業務を受託し、登米市斎場は、平成 20 年 12 月から管理業務を行っている。

【指摘・改善事項等】

(団 体) 斎場に係る収支会計経理は他事業との会計区分は明確になっているが、基本協定書に基づく業務に固有の銀行口座は開設されていなかった。

(所管課) ①基本協定書第 43 条に基づく指定管理者の口座については、指定管理料等が確実に管理経費に充当されるなど、会計上の明確な区分が担保されれば足りると思われるので、協定書の内容を検討されたい。

②登米市斎場条例第 8 条の規定に基づく使用料金の減免について、運用基準等を作成されたい。

(2) 団 体 名：佐沼まちづくり株式会社
委 託 料：指定管理料 2,920,000 円
所 管 課：産業経済部 商工観光課
監査の期日：平成 23 年 1 月 19 日
監査の場所：監査委員事務局 監査室

【団体の概要】

佐沼まちづくり株式会社は、迫町域の中心市街地再開発を目的として平成 12 年 2 月に設立された。平成 14 年 4 月に迫にぎわいセンターの管理業務を受託、平成 18 年度から指定管理者となり、商店街の活性化及び地域交流の促進、特定非営利活動法人及び商店街組合等の支援を行っている。

【指摘・改善事項等】

(団 体) 指定管理料の支払請求書の送付時期について、一部遅延が確認されたので、協定書に基づく事務処理に当たられたい。

(所管課) 指定管理料の積算については、利用料減免等直近の業務状況を把握の上現状を配慮した内容とされたい。